

各 位

会 社 名 ミクロン精密株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 榑原 憲二  
 ( J A S D A Q ・ コード 6159 )  
 問合せ先  
 役職・氏名 管理部管理課課長 山口 洋子  
 電 話 (023) - 688 - 8111 (代表)

## 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更 並びに決算期変更に伴う業績予想及び配当予想に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 25 日開催の取締役会において、平成 25 年 2 月 25 日開催予定の第 53 期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）を変更することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。また、決算期変更に伴う業績予想及び配当予想についてもお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとしておりますが、連結ベースでの予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るため、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第 10 条（基準日）、第 11 条（招集の時期）、第 27 条（事業年度）、第 28 条（剰余金の配当）につき所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 54 期事業年度は平成 24 年 12 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までの 9 ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として、附則を設けるものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 11 月 30 日

変更後：毎年 8 月 31 日

決算期変更により経過期間となる第 54 期事業年度は、平成 24 年 12 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までの 9 ヶ月決算となる予定であります。

#### 3. 今後の見通し

##### (1) 平成 25 年 8 月期連結業績予想

平成 25 年 1 月 11 日付の「平成 24 年 11 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」において平成 25 年 11 月期の連結業績予想（平成 24 年 12 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日）を公表しておりますが、第 54 期事業年度（平成 24 年 12 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日）は決算期変更による経過期間となるため、連結業績予想を以下の通りお知らせいたします。

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
平成 25 年 8 月期 (予想：9 ヶ月)	3,006	315	352	212
ご参考 平成 25 年 11 月期 (予想：12 ヶ月)	4,375	600	657	409

なお、配当につきましては「平成 24 年 11 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」において 1 株当たり 35 円と予想しており、第 54 期は決算期変更による経過期間であることから、1 株当たり 27 円を予定しております。

(2) 平成 25 年 8 月期第 2 四半期連結業績予想

平成 25 年 1 月 11 日付の「平成 24 年 11 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」において公表したものに変更ありません。

4. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります(下線部は変更箇所)。

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
(基準日)	(基準日)
第 1 0 条 当社は、毎年 <u>1 1 月 3 0 日</u> の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第 1 0 条 当社は、毎年 <u>8 月 3 1 日</u> の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(招集の時期)	(招集の時期)
第 1 1 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>2 月</u> にこれを招集する。	第 1 1 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>1 1 月</u> にこれを招集する。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第 2 7 条 当社の事業年度は、毎年 <u>1 2 月 1 日</u> から翌年 <u>1 月 3 0 日</u> までとする。	第 2 7 条 当社の事業年度は、毎年 <u>9 月 1 日</u> から翌年 <u>8 月 3 1 日</u> までとする。
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第 2 8 条 (条文省略)	第 2 8 条 (現行どおり)
2、前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>5 月 3 1 日</u> の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	2、前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>2 月 末日</u> の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
(新設)	第 8 章 附 則
	(第 5 4 期事業年度の期間)
	第 3 1 条 <u>第 2 7 条の規定にかかわらず、第 5 4 期事業年度は、平成 2 4 年 1 2 月 1 日から平成 2 5 年 8 月 3 1 日までとする。</u>
	(第 5 4 期事業年度の中間配当基準日)
	第 3 2 条 <u>第 2 8 条第 2 項の規定にかかわらず、第 5 4 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 2 5 年 5 月 3 1 日とする。</u>
	(附則の有効期限)
	第 3 3 条 <u>第 8 章附則は平成 2 5 年 8 月 3 1 日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。</u>

5. 日程

第 53 期定時株主総会 平成 25 年 2 月 25 日  
 定款の効力発生日 平成 25 年 2 月 25 日

以上